

業種区分の点検について

業種区分に関する調査 調査結果の概要

- 概要

- 目的

- 業種区分の実態と建設業界の要望を把握し、業種区分の点検の基礎資料とする

- 調査対象

- 建設業者団体等

- 調査期間

- 9月8日～30日

- 調査結果

- 調査票の配布 110団体

- 調査票の提出 75団体

- 要望あり 40団体

- 業種新設 26団体

- 業種統合 0団体

- 工事内容、例示 17団体

※提出された調査票の記載に基づく

調査結果

業種新設等の要望があった団体

団体名	新設要望	統合要望	内容等要望
(社)日本空調衛生工事業協会	機械設備一式 空調衛生		管
(社)全国クレーン建設業協会	建設機械		
(社)日本冷凍空調設備工業連合会	空調・冷凍		
(社)日本機械土工協会	土工		
全国基礎工業協同組合連合会	建設機械		
(社)日本グラウト協会	地盤改良		とび・土工
(社)日本基礎建設協会	基礎		
(社)日本建設大工工事業協会	型枠		
(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	建設機械		
(社)全国道路標識・標示業協会	交通安全施設		
日本運動施設建設業協会	運動施設		
全国圧接業協同組合連合会	鉄筋継手		
(社)全国解体工事業団体連合会	解体		
(一社)日本トンネル専門工事業協会	トンネル		
ダイヤモンド工事業協同組合	切断穿孔		
(社)日本潜水協会	潜水		
(社)全国特定法面保護協会	法面保護		とび・土工
(社)全国鐵構工業協会	鉄骨		
全日本畳事業協同組合	畳製造		
(社)マンション計画修繕施工協会	(住宅)改修		
あと施工アンカー工事協同組合	あと施工アンカー		
日本ガラスフィルム工事業協会	フィルム		
日本下水道管路管理業協会	下水道管路維持管理		
全国仮設安全事業協同組合	足場		
(社)全国建設機械器具リース業協会	建設機械リース		
一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会	管路更生		

団体名	新設要望	統合要望	内容等要望
全国管工事業協同組合連合会			管
(一社)日本電設工業協会			電気
(社)プレハブ建築協会			とび・土工
日本室内装飾事業協同組合連合会			内装仕上
社団法人 情報通信設備協会			電気通信
(社)日本造園建設業協会			造園
(社)日本ウエルポイント協会			とび・土工
(社)日本造園組合連合会			造園
(社)全国防水工事業協会			防水
消防施設工事協会			消防施設
(社)全日本屋外広告業団体連合会			とび・土工
日本ウレタン断熱協会			熱絶縁
ビルディング・オートメーション協会			管
(社)日本アンカー協会			とび・土工

上表以外で回答のあった団体

団体名
(社)全国建設業協会
(社)日本左官業組合連合会
(社)日本サッシ協会
(社)日本道路建設業協会
(社)全国中小建設業協会
(社)情報通信エンジニアリング協会
(社)日本橋梁建設協会
(社)全国さく井協会
(社)日本鳶工業連合会
(社)日本建設業連合会

団体名
全日本板金工業組合連合会
(社)日本エレベータ協会
(社)日本シャッター・ドア協会
(社)全国建設室内工事業協会
(社)日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会
(社)カーテンウォール・防火開口部協会
日本保温保冷工業協会
全国建設業協同組合連合会
(社)日本建設躯体工事業団体連合会
(社)日本海上起重技術協会

団体名
(社)日本建設業経営協会
(社)全日本瓦工事業連盟
全国ダクト工業団体連合会
(社)四国電気・管工事業協会
(社)全国タイル業協会
(社)日本計装工業会
(社)全国建設産業団体連合会
(社)日本内燃力発電設備協会
(社)日本建築板金協会
全国マスタック事業協同組合連合会

団体名
全国ポンプ・圧送船協会
全国板硝子工事協同組合連合会
(公社)日本推進技術協会
(社)日本ソーパ이프オー建築協会
(社)日本木造住宅産業協会

※提出された調査票の記載に基づく

業種新設、統合の要望

一式工事

団体名	要望業種名	関連業種名	工事の内容
(社)日本空調衛生工事業協会	機械設備一式	管、熱絶縁、水道施設、消防施設	建築物に係る機械設備を設置

専門工事

団体名	要望業種名	関連業種名	工事の内容
既存業種の分割			
(社)全国クレーン建設業協会	建設機械	とび・土工	重量物の運搬配置
全国基礎工業協同組合連合会	建設機械	とび・土工	くい打ち、くい抜き、場所打ぐい、連続壁くい、仮設のくい打ち
社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会	建設機械	とび・土工	生コンクリートを機械的圧力により運搬・配分し、工作物を築造
(社)日本機械土工協会	土工	とび・土工	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等
社団法人日本グラウト協会	地盤改良	とび・土工	地盤の安定と地下水の流動化防止
社団法人全国特定法面保護協会	法面保護	とび・土工	法枠、吹付、緑化等による法面保護
ダイヤモンド工事業協同組合	切断穿孔	とび・土工	コンクリート等の構造物等をダイヤモンド工具を用いて切断穿孔
社団法人日本潜水協会	潜水	とび・土工	港湾・空港等の構造物の水中工事
全国仮設安全事業協同組合	足場	とび・土工	足場、支保工、シート、ネット等の組立、解体、変更、安全点検
(社)日本基礎建設協会	基礎	土木、建築、とび・土工	くい打ち、くい抜き、場所打ぐい
社団法人全国解体工事業団体連合会	解体	土木、建築、とび・土工	建築物、土木工作物等の解体、足場組立
(社)日本冷凍空調設備工業連合会	空調・冷凍	管、機械器具設置	冷暖房等の設備等を設置
社団法人日本建設大工工事業協会	型枠	大工	型枠の製作、加工、組立又は解体
全国圧接業協同組合連合会	鉄筋継手	鉄筋	鉄筋コンクリートの中の鉄筋継手
社団法人全国鉄構工業協会	鉄骨	鋼構造物	形鋼、鋼板等の加工又は組立により建築物の主要構造体を築造
全日本畳事業協同組合	畳製造	内装仕上げ	畳製品の製造、販売、据付、補修
既存業種の再編			
(社)日本空調衛生工事業協会	空調衛生	管、熱絶縁、水道施設、消防施設	空調衛生工事
(社)全国道路標識・標示業協会	交通安全施設	とび・土工、塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、はり付け
一般社団法人日本運動施設建設業協会	運動施設	土木、とび・土工、ほ装、造園	自然土、芝生、化学合成材料等により競技施設等を建設
(一社)日本トンネル専門工事業協会	トンネル	土木、とび・土工、鉄筋、舗装、防水、機械器具、電気通信	トンネル工事における掘削等の専門工事
既存業種に該当がない			
一般社団法人マンション計画修繕施工協会	(住宅)改修	建築、左官、とび・土工、石、電気、管、タイル・レンガ・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、電気通信、建具、消防施設等	住宅の維持保全のための計画的な維持修繕・改修
あと施工アンカー工事協同組合	あと施工アンカー		コンクリート等に設備を設置するためのアンカーを施工
日本ガラスフィルム工事業協会	フィルム	ガラス、内装仕上	ガラス飛散防止フィルム等を建築用窓ガラスに貼付
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路維持管理	土木	下水道管路の補修・改築等維持管理
一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会	管路更生	土木	管路(下水道、農業用水、上水道、ガス、電力、通信)の修繕・改築等の更生
(社)全国建設機械器具リース業協会	建設機械リース		建設機械のリース

※提出された調査票の記載に基づく

第1回基本問題小委員会における主なご指摘

- 受注者側からすると、元請も下請もある。どのような立場から答えを出すかというのは大変難しい。
- 今後の社会資本について、補修・修繕が増えるといった方向づけを出し、それに対して業種区分がどのように変わるか。今までの不備を見直すということのみではなく、国レベルで将来像を考えることは、進める上の大前提。
- サプライサイド、業界の意見だけではなく、顧客、エンドユーザー(発注者、元請等)が買いたいサービスに合った業種が用意されているかということが重要。
- 業種を細かくしても、複数業種に跨って自由に許可を受けられるのが現状。そのような縛り方との関係も考えなければ、業種の細分化、統合化を行っても実質的には意味がない。この点を全体的に調整して検討すべき。

基本的な視点

- 当該工事に必要な技術の専門性(他業種との差別化の状況)
- 当該工事に必要な技術の補完性(他業種との共通性)

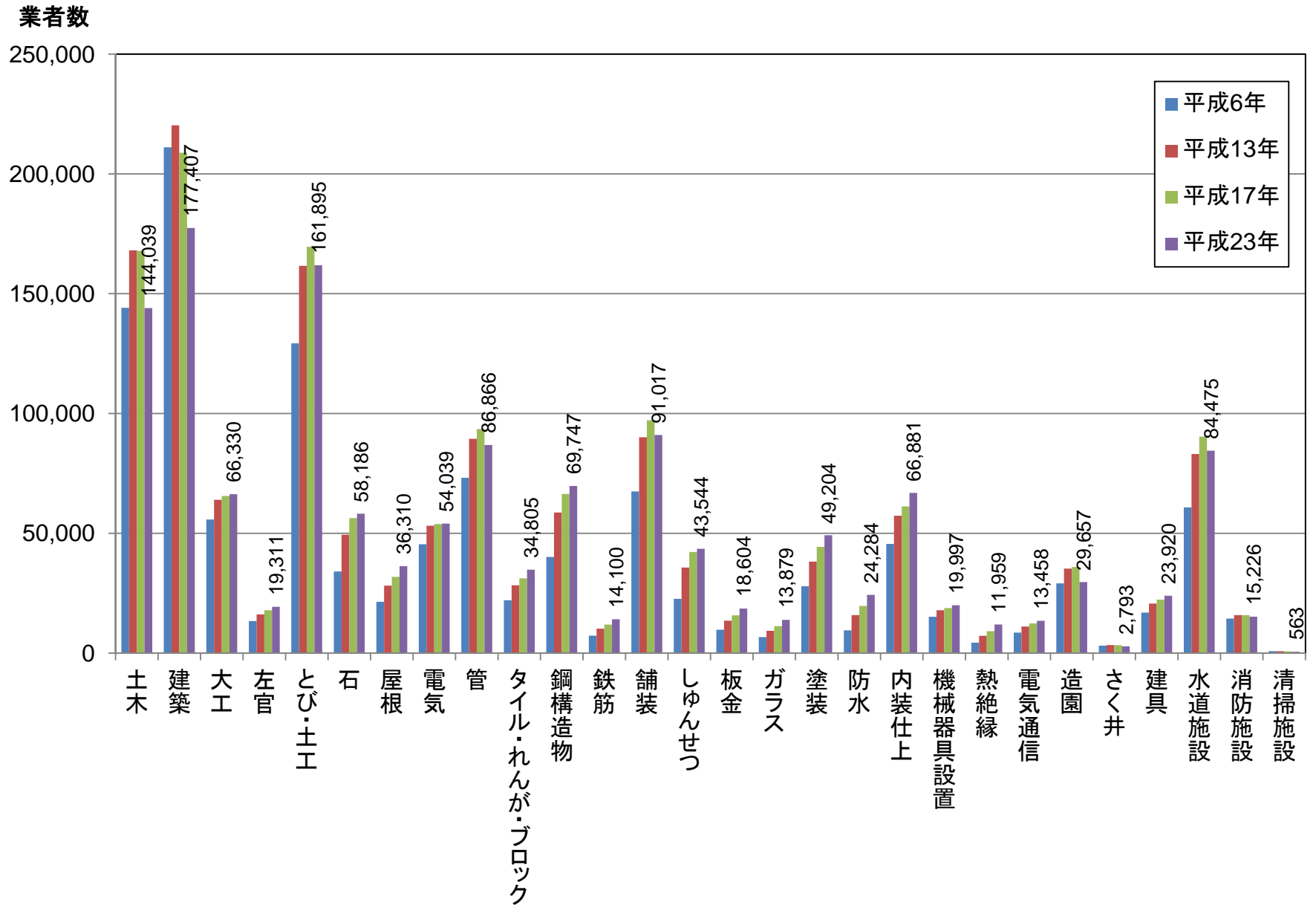
外形的なデータからの視点

- 業種別の(若しくは予想される)許可業者数、完成工事量またはその動向
- 業種別の(若しくは予想される)他業種の許可との重複状況

その他に考慮すべき視点

- 当該工事の施行場所、施工時期(工程)の共通性
- 元請となることが多い業種、下請となることが多い業種を区分しての検証
- 当該工事の独立性に関する発注者、建設業界等の認識などの取引の実態
- 民間発注者、場合によっては個人が活用することを意識した業種区分のあり方
- 関連する法令等の新設など社会的ニーズの発生状況
- 関連業界の実態

28業種ごとの許可業者数の推移



これまでの経緯

- 昭和24年の建設業法制定時に22の業種が設定され、昭和36年に26業種に改正された。
- 施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案し、昭和46年に現行の28業種による業種別許可制度が設けられた。
- 昭和46年以降、業種区分の改正は行われていない。

昭和24年制定建設業法	昭和36年改正	昭和46年改正(現行)
○大工 ○土工 ○石(石碑、庭石工事を除く) ○屋根(板金屋根を含む) ○電気配線 ○管(さく井を含む) ○れんが ○鉄骨 ○鉄筋 ○ほ装 ○コンクリート ○しゅんせつ ○板金 ○とび ○ガラス ○塗装 ○防水 ○タイル ○壁紙 ○機械器具設置 (金属製建具取付等を含む) ○熱絶縁	●土木一式 ●建築一式 ○大工(建具取付を除く) ○左官 ○土工 ○石(石碑、庭石工事を除く) ○屋根(板金屋根を含む) ○電気配線(電気通信を除く) ○管(さく井を含む) ○れんが(ブロックを除く) ○鉄骨 ○鉄筋 ○ほ装 ○コンクリート ○しゅんせつ ○板金 ○とび ○ガラス ○塗装 ○防水 ○タイル ○壁紙 ○機械器具設置 (金属製建具取付等を含む) ○熱絶縁 ●電気通信 ●ブロック	○土木一式 ○建築一式 ○大工 ○左官 ○とび・土工・コンクリート ○石 ○屋根 ○電気 ○管 ○タイル・れんが・ブロック ○鋼構造物 ○鉄筋 ○ほ装 ○しゅんせつ ○板金 ○ガラス ○塗装 ○防水 ●内装仕上 ○機械器具設置 ○熱絶縁 ○電気通信 ●造園 ●さく井 ●建具 ●水道施設 ●消防施設 ●清掃施設
【登録制度】 22業種 登録業種以外も請負可能 技術者は、どの業種の実務経験でも可	【登録制度】 26業種 登録業種以外も請負可能 技術者は、業種ごとの資格等が必要	【許可制度】 28業種 許可業種のみ請負可能 技術者は、業種ごとの資格等が必要

注) ●印は、新規業種であることを示す。

現行28業種区分の内容(1/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

現行28業種区分の内容(2/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

業種区分と技術者制度

業種区分		土木	ほ装	しゅんせつ	水道施設	とび・土工	塗装	石	鋼構造物	建築	大工	屋根	タイル・れんが・ブロック	内装仕上	左官	鉄筋	板金	ガラス	防水	熱絶縁	建具	電気	管	機械器具設置	電気通信	造園	さく井	清掃施設	消防施設			
国家資格	建設業法 「技術検定」	建設機械施工技士																														
		土木施工管理技士																														
		建築施工管理技士																														
		電気工事施工管理技士																														
		管工事施工管理技士																														
	建築士法									建築士																						
	技術士法		技術士						技術士																							
	電気工事士法																															
	電気事業法																															
	電気通事業法																															
水道法																																
消防法																															消防設備士	
職業能力開発促進法								技能士								技能士													技能士			
その他	建設業法の位置づけあり			地すべり防止工事士																										地すべり防止工事士		
																															計装士	